

「千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行規則」の一部改正について

環境生活部廃棄物指導課

1 改正趣旨

千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行規則（平成19年千葉県規則第74号。以下「規則」という。）では、千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例（平成19年千葉県条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めています。

条例第2条において、硫酸と炭化水素油との混合物のうち、固形状又は液状のものであって、著しい腐食性を有するものとして規則で定める基準に適合するものを「硫酸ピッチ」と規定しており、規則第2条第1項において、条例第2条の規則で定める基準は、水素イオン濃度指数が2.0以下であることと規定していますが、規則第2条第2項において、「前項の基準は、日本産業規格K0102の12・1に定める方法により検定した場合における検出値によるものとする」と規定しています。

今般、規則において引用している日本産業規格K0102（工場排水試験方法）が、K0101（工業用水試験方法）と統合され、K0102-1等（工業用水・工場排水試験方法）として定められ、新たに5部編成の規格群として分冊化が行われたことから、規格番号の整合を図りました。

2 改正概要

日本産業規格K0102の12・1を日本産業規格K0102-1の12に改めました。

3 施行日

令和8年2月17日（火）